

地域計画 (案)

策定年月日	令和7年4月1日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	三股町 45341
地域名 (地域内農業集落名)	中央地区 (上新・下新・山王原・今市・仲町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	82.85 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	82.68 ha
② 田の面積	82.45 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.11 ha
(備考) 82.85haの内訳(田82.61ha+畑0.13ha+その他(宅地他)0.11ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・当地域では、高齢化や後継者の不足等の問題により、担い手農家は減少傾向にある。 ・地元の土地改良区役員の高齢化・人手不足も進んでいる。 ・当地域の主幹作物としては、水稻・バレイショ・大豆などがある。 ・近年、農業用機械が大型化している傾向があるため、小規模農地の耕作は効率が悪い。 ・他の地域と比べると鳥獣害の被害は比較的少ない。 ・水稻を作付けしている圃場面積の割合が高い。 ・地域の共有箇所(農道や水路など)の維持管理補修を含めた、農業生産活動等を継続するための活動への取組が弱い。 ・作物の生産費高騰分を価格に転嫁できていない。 ・不在地主が多く、連絡先も不明なため、経営継承に必要な様々な取組に支障をきたしている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> ・農業収入は不安定な側面もあるため、法人形態の組織へ転換することにより経営の安定化を図る。 ・法人化に際しては、雇用形態の多様化(短時間労働制など)を積極的に導入・検討することで女性の就農率向上を図る。 ・土地改良区組織の担い手が減少している対策として、当地域の農業の中核を担う農事組合法人「今新」が改良区業務を受託できるよう検討することも今後は必要である。 ・地域情勢等も踏まえ、今後も引き続き主幹作物は、水稻・バレイショ・大豆で取り組む。 ・水田の供給水量が不足する状況があることから、ブロックローテーションの見直しが必要である。 ・当地域の基盤整備事業が実現に向けて進みつつあるが、事業が完了するまでの間、どうやって農地を守っていくのか具体的に考える時期にきている。 ・主幹作物である水稻に付加価値(GAP・減農薬等)をつけることで、販売市場における差別化を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

<p>(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針</p> <p>農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、区域内においても農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、保全等が行われる区域としての検討を進める。</p>

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	67.59	%	将来の目標とする集積率
			70 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
10年後の農地のあり方を見据えながら、担い手農家にとって効率的かつ生産性を高められる農地の集積を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

<p>(1)農用地の集積、集団化の取組</p> <p>①実質化された人・農地プランの実践 ・町は関係機関と連携を強化し、実質化された人・農地プランの実践に向けた活動を積極的に行う。具体的には、農業委員と農地利用最適化推進委員及び関係機関が情報の共有を図りながら、地域協議の場に積極的に参加し、これまでに実施したアンケートによって把握した農地の出し手や受け手の意向を基に、地域の担い手農家への農地の集積・集約化に向けた活動を支援する。</p> <p>②担い手意向への対応 ・担い手農家の農地集積・集約化の意向に対応し、農地の売買、交換、貸借、中間管理事業による転貸の仲介をより一層行う。(担い手同士の農地交換(売買)の仲介等も含む。) ・農地の集約化の手法については「分散錯圃解消に向けた具体的手法」により取り組む。</p> <p>③農地中間管理機構との連携 ・担い手農家が行う農地集積及び集約にあたっては、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地中間管理事業を中心的なものとして位置づけ、積極的に活用する。 ・農業経営基盤強化促進法による貸借の期間満了分については、確実に中間管理事業による貸借へ移行できるよう取組を強化する。 ・農地中間管理事業が行う「あっせん売買事業」をより一層積極的に活用し、担い手農家への農地の集積・集約へ向けた取組を強化する。</p>	
<p>(2)農地中間管理機構の活用方法</p> <p>①担い手農家の農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による、農用地の利用の拡大及び効率化並びに高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とし、農地中間管理事業を活用する。</p> <p>②担い手農家への農地集積・集約化にあたっては、地区内にて行われた地域計画の取組を基本とし、農業委員会やJA等の関係機関と連携を強化しながら、農地中間管理事業の取組を推進する。</p> <p>③人と農地の問題は一体的に解決する必要があることから、多様な担い手の確保・育成、生産振興対策、農地整備等の関連施策と合わせて農地中間管理事業を活用する。</p>	
<p>(3)基盤整備事業への取組</p> <p>①旧来より農地の区画は、手作業を想定して造成されているので、区画規模が小さく、不整形なものが多い傾向にある。しかし、近代の機械化に合わせて、農地の区画を整形し、一区画の面積を拡大することで、農業を効率的にできるよう、農地の整備を地域の担い手農家などの意見を踏まえながら積極的に進める。</p> <p>②水田においては、畑作物の栽培を可能にするため、基盤整備による水田汎用化が不可欠となる。水田を乾田化するための方法としては、暗渠排水が効果的と考える。地表排水促進や地下水位の低下などの観点からも、耕作利用率の向上が図れるので、担い手農家を中心に技術指導を積極的に行う。</p> <p>③農地の物性を改良するために、客土・混層耕・床締め・土壌改良などの土層改良が効果的である。各圃場に合った土壌改良の方法について、関係機関と協議しながら提案していく。</p> <p>④農業用水路からの水供給は、作物の生育上、必要不可欠である。関係機関と密な連絡を取り合いながら、農業用水路の適正な管理に努めていく。</p>	
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組</p> <p>①多様な担い手の確保及び支援 ・新規就農者の確保と育成に関し、各関係機関との連携を強化しながら進めていく。 ・多様な担い手農家や補完労働力人材確保の取組を強化する。 ・家族経営協定の締結を推進するとともに、親元就農者への支援を積極的に行う。</p> <p>②地域の中心となる農業経営体の支援 ・認定農業者及び認定新規就農者の育成、支援や農業法人設立及び集落営農組織の育成、支援を各関係機関との連携を強化しながら行う。 ・スマート農業の推進及び啓発活動を行う。 ・地域計画に基づく話し合いの継続及び地域の課題解決に向けた進捗状況の確認し、その内容を各関係機関と共有する。</p>	
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組</p> <p>①作業受託組織と農協等の関係 ・資金面や営農指導・情報交換などの充実を図る。</p> <p>②作業委託者と農協等の関係 ・作業委託者の省力化が図れ、農作業の効率化が進むよう協力体制の構築を図る。</p> <p>③作業受委託者と地域・集落の関係 ・地域や集落との協調性を保ちつつ、円滑な農業作業が実践される環境を整備する。</p>	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策

・被害状況の把握し、侵入防止柵や檻の設置等を検討して、被害防止の構築等に取り組む。

⑩その他

・水田の供給水量が不足する状況があることから、ブロックローテーションの見直しが必要である。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

別添1参照

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	有限会社 アグリセンター都城	田植え、稲刈り、籾すり乾燥	水稻他
2	農事組合法人 今新	田植え、稲刈り、乾燥	水稻他

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画（案）

策定年月日	令和7年4月1日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	三股町 45341
地域名 (地域内農業集落名)	2地区 (上米・中米・櫛田・谷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	287.79 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	287.79 ha
② 田の面積	145.78 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	142.01 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・当地域では高齢化が進んでいる。農業分野においても後継者が不足し、農業団体の役員のなり手が少ないなどの問題が発生している。
 ・圃場については、(境界が分からない、農地の排水設備が整備されていない、畑の排水路はほとんど埋没している、インフラの老朽化、用水路の側溝蓋がしまっていない、パイプラインの図面がないなど)基盤整備を要求する声が多い。
 ・地形上、排水路を整備しなければ、排水先がなく大雨の際には畑が冠水してしまう。
 ・山間地域に近接しているため、鳥獣害(特にイノシシ)被害が出ている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・圃場整備については、整備したい項目ごとに、優先順位を決めることが必要。排水機能の整備が第一優先。
 ・担い手農家を呼び込む策として、農業収入が安定し、就農しやすい環境作りを行政側が主導的に行う必要がある。また、SNSなどを通じて、町農業の魅力を積極的に発信していくべき。
 ・行政側が計画的(目標設定など)に鳥獣害対策に取り組む姿勢が必要である。
 ・中間管理機構を活用しながら、地域の中心的な担い手農家に農地の集積・集約をすることが必要である。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、区域内においても農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、保全等が行われる区域としての検討を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	61.85	%	将来の目標とする集積率
			63.58 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

10年後の農地のあり方を見据えながら、担い手農家にとって効率的かつ生産性を高められる農地の集積を目指す。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

<p>(1)農用地の集積、集団化の取組</p> <p>①実質化された人・農地プランの実践 ・町は関係機関と連携を強化し、実質化された人・農地プランの実践に向けた活動を積極的に行う。具体的には、農業委員と農地利用最適化推進委員及び関係機関が情報の共有を図りながら、地域協議の場に積極的に参加し、これまでに実施したアンケートによって把握した農地の出し手や受け手の意向を基に、地域の担い手農家への農地の集積・集約化に向けた活動を支援する。</p> <p>②担い手意向への対応 ・担い手農家の農地集積・集約化の意向に対応し、農地の売買、交換、貸借、中間管理事業による転貸の仲介をより一層行う。(担い手同士の農地交換(売買)の仲介等も含む。) ・農地の集約化の手法については「分散錯圃解消に向けた具体的手法」により取り組む。</p> <p>③農地中間管理機構との連携 ・担い手農家が行う、農地集積及び集約にあたっては、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地中間管理事業を中心的なものとして位置づけ積極的に活用する。 ・農業経営基盤強化促進法による貸借の期間満了分については、確実に中間管理事業による貸借へ移行できるよう取り組みを強化する。 ・農地中間管理事業が行う「あっせん売買事業」をより一層積極的に活用し、担い手農家への農地の集積・集約へ向けた取り組みを強化する。</p>	
<p>(2)農地中間管理機構の活用方法</p> <p>①担い手農家の農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による、農用地の利用の拡大及び効率化並びに高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とし、農地中間管理事業を活用する。</p> <p>②担い手農家への農地集積・集約化にあたっては、地区内にて行われた地域計画の取組を基本とし、農業委員会やJA等の関係機関と連携を強化しながら、農地中間管理事業の取り組みを推進する。</p> <p>③人と農地の問題は一体的に解決する必要があることから、多様な担い手の確保・育成、生産振興対策、農地整備等の関連施策と合わせて農地中間管理事業を活用する。</p>	
<p>(3)基盤整備事業への取組</p> <p>①旧来より農地の区画は、手作業を想定して造成されているので、区画規模が小さく、不整形なものが多い傾向にある。しかし、近代の機械化に合わせて、農地の区画を整形し、一区画の面積を拡大することで、農業を効率的にできるよう、農地の整備を地域の担い手農家などの意見を踏まえながら積極的に進める。</p> <p>②水田においては、畑作物の栽培を可能にするため、基盤整備による水田汎用化が不可欠となる。水田を乾田化するための方法としては、暗渠排水が効果的と考える。地表排水促進や地下水位の低下などの観点からも、耕作利用率の向上が図れるので、担い手農化を中心に技術指導を積極的に行う。</p> <p>③農地の物性を改良するために、客土・混層耕・床締め・土壌改良などの土層改良が効果的である。各圃場に合った土壌改良の方法について、関係機関と協議しながら提案していく。</p> <p>④農業用水路からの水供給は、作物の生育上、必要不可欠である。関係機関と密な連絡を取り合いながら、農業用水路の適正な管理に努めていく。</p>	
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組</p> <p>①多様な担い手の確保及び支援 ・新規就農者の確保と育成に関し、各関係機関との連携を強化しながら進めていく。 ・多様な担い手農家や補完労働力人材確保の取り組みを強化する。 ・家族経営協定の締結を推進するとともに、親元就農者への支援を積極的に行う。</p> <p>②地域の中心となる農業経営体の支援 ・認定農業者及び認定新規就農者の育成、支援や農業法人設立及び集落営農組織の育成、支援を各関係機関との連携を強化しながら行う。 ・スマート農業の推進及び啓発活動を行う。 ・地域計画に基づく話し合いの継続及び地域の課題解決に向けた進捗状況の確認し、その内容を各関係機関と共有する。</p>	
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組</p> <p>①作業受託組織と農協等の関係 ・資金面や営農指導・情報交換などの充実を図る。</p> <p>②作業委託者と農協等の関係 ・作業委託者の省力化が図れ、農作業の効率化が進むよう協力体制の構築を図る。</p> <p>③作業受委託者と地域・集落の関係 ・地域や集落との協調性を保ちつつ、円滑な農業作業が実践される環境を整備する。</p>	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
---	--------------------------------------	----------------------------------	------------------------------	-------------------------------

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	有限会社 アグリセンター都城	田植え、稲刈り、籾すり乾燥	水稲他
2	農事組合法人 今新	田植え、稲刈り、乾燥	水稲他

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画（案）

策定年月日	令和7年4月1日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	三股町 45341
地域名 (地域内農業集落名)	第3地区 (宮村)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	159.28 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	159 ha
② 田の面積	78.06 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	80.94 ha
(備考) 159.28haの内訳(田78.06ha+畑80.94ha+その他(宅地他)0.28ha)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域では、若手農業者がほとんどいない状況である。農業に対する魅力が薄いなどの課題により、地域の中心的な農家は減少傾向にある。
- ・農地については、遊休農地が増加傾向にある。また、農地の集積及び集約がうまくできていないため、農作業の効率が悪い。また、鳥獣害(イノシシなど)による被害報告も毎年出ている。
- ・圃場の状態については、圃場内に石が多いことや、水路の老朽化、平坦な圃場が少ないなどの課題がある。
- ・農業(畜産)に対する将来の不安や、販路がない(特に小麦)など、安定的に営農できるのか不安を持つ農家が多い。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・中心的な農家に代わる方法として、農地所有適格化法人の参入を積極的に促し、農業への担い手不足の解消を図る。
- ・鳥獣害対策(箱罠・くり罠の増加)を今まで以上に強化し、未然に被害を防ぐことに注力する。
- ・基盤整備の実施し、1筆あたりの面積を大きくし、農作業の効率化を図る。
- ・農地中間管理機構を積極的に活用し、担い手農家に農地の集積及び集約を図る。
- ・販路拡大のため、地域商社などの類似団体との連携を深める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、区域内においても農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、保全等が行われる区域としての検討を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	53.36	%	将来の目標とする集積率
			55.24 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

10年後の農地のあり方を見据えながら、担い手農家にとって効率的かつ生産性を高められる農地の集積を目指す。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

<p>(1)農用地の集積、集団化の取組</p> <p>①実質化された人・農地プランの実践 ・町は関係機関と連携を強化し、実質化された人・農地プランの実践に向けた活動を積極的に行う。具体的には、農業委員と農地利用最適化推進委員及び関係機関が情報の共有を図りながら、地域協議の場に積極的に参加し、これまでに実施したアンケートによって把握した農地の出し手や受け手の意向を基に、地域の担い手農家への農地の集積・集約化に向けた活動を支援する。</p> <p>②担い手意向への対応 ・担い手農家の農地集積・集約化の意向に対応し、農地の売買、交換、貸借、中間管理事業による転貸の仲介をより一層行う。(担い手同士の農地交換(売買)の仲介等も含む。) ・農地の集約化の手法については「分散錯圃解消に向けた具体的手法」により取り組む。</p> <p>③農地中間管理機構との連携 ・担い手農家が行う、農地集積及び集約にあたっては、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地中間管理事業を中心なものとして位置づけ積極的に活用する。 ・農業経営基盤強化促進法による貸借の期間満了分については、確実に中間管理事業による貸借へ移行できるよう取り組みを強化する。 ・農地中間管理事業が行う「あっせん売買事業」をより一層積極的に活用し、担い手農家への農地の集積・集約へ向けた取り組みを強化する。</p>	
<p>(2)農地中間管理機構の活用方法</p> <p>①担い手農家の農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による、農用地の利用の拡大及び効率化並びに高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とし、農地中間管理事業を活用する。</p> <p>②担い手農家への農地集積・集約化にあたっては、地区内にて行われた地域計画の取組を基本とし、農業委員会やJA等の関係機関と連携を強化しながら、農地中間管理事業の取り組みを推進する。</p> <p>③人と農地の問題は一体的に解決する必要があることから、多様な担い手の確保・育成、生産振興対策、農地整備等の関連施策と合わせて農地中間管理事業を活用する。</p>	
<p>(3)基盤整備事業への取組</p> <p>①旧来より農地の区画は、手作業を想定して造成されているので、区画規模が小さく、不整形なものが多い傾向にある。しかし、近代の機械化に合わせて、農地の区画を整形し、一区画の面積を拡大することで、農業を効率的にできるよう、農地の整備を地域の担い手農家などの意見を踏まえながら積極的に進める。</p> <p>②水田においては、畑作物の栽培を可能にするため、基盤整備による水田汎用化が不可欠となる。水田を乾田化するための方法としては、暗渠排水が効果的と考える。地表排水促進や地下水位の低下などの観点からも、耕作利用率の向上が図れるので、担い手農化を中心に技術指導を積極的に行う。</p> <p>③農地の物性を改良するために、客土・混層耕・床締め・土壌改良などの土層改良が効果的である。各圃場に合った土壌改良の方法について、関係機関と協議しながら提案していく。</p> <p>④農業用水路からの水供給は、作物の生育上、必要不可欠である。関係機関と密な連絡を取り合いながら、農業用水路の適正な管理に努めていく。</p>	
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組</p> <p>①多様な担い手の確保及び支援 ・新規就農者の確保と育成に関し、各関係機関との連携を強化しながら進めていく。 ・多様な担い手農家や補完労働力人材確保の取り組みを強化する。 ・家族経営協定の締結を推進するとともに、親元就農者への支援を積極的に行う。</p> <p>②地域の中心となる農業経営体の支援 ・認定農業者及び認定新規就農者の育成、支援や農業法人設立及び集落営農組織の育成、支援を各関係機関との連携を強化しながら行う。 ・スマート農業の推進及び啓発活動を行う。 ・地域計画に基づく話し合いの継続及び地域の課題解決に向けた進捗状況の確認し、その内容を各関係機関と共有する。</p>	
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組</p> <p>①作業受託組織と農協等の関係 ・資金面や営農指導・情報交換などの充実を図る。</p> <p>②作業委託者と農協等の関係 ・作業委託者の省力化が図れ、農作業の効率化が進むよう協力体制の構築を図る。</p> <p>③作業受委託者と地域・集落の関係 ・地域や集落との協調性を保ちつつ、円滑な農業作業が実践される環境を整備する。</p>	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
---	--------------------------------------	----------------------------------	------------------------------	-------------------------------

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	有限会社 アグリセンター都城	田植え、稲刈り、籾すり乾燥	水稻他
2	農事組合法人 今新	田植え、稲刈り、乾燥	水稻他

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画 (案)

策定年月日	令和7年4月1日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	三股町 45341
地域名 (地域内農業集落名)	第4地区 (梶山・田上)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	135.06 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	134.75 ha
② 田の面積	95.61 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	39.14 ha
(備考) 135.06haの内訳(田95.61ha+畑39.14ha+その他(宅地他)0.31ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・当該地域では高齢化が進み、後継ぎがないなどの理由により、農家戸数全体は減少傾向である。
- ・農家戸数の減少に伴い、担い手農家も減少している。ただ、農地面積は減少しないため、担い手農家一人当たりの受入の耕作面積が限界にきている。
- ・山間地域に近接しているため、鳥獣害(イノシシ・サルなど)の被害が毎年出ている。
- ・山手側は農道の幅員が狭く、4t以上の農業用トラックが進入できないため苦勞をしている。
- ・圃場の一筆あたりの面積が小さく、水はけの悪い箇所が多数存在する。農作業の作業効率が悪い。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・農地所有適格法人の新規参入を促し、担い手農家の減少問題を解消する。
- ・農作業の機械化を進め、農作業の効率を高める。
- ・鳥獣害の被害が多数あるため、電柵等で整備を進める。
- ・水田での営農はメリットが少ないため、畑地への転換についての検討も必要。
- ・農道及び圃場に対する基盤整備が必要。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、区域内においても農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、保全等が行われる区域としての検討を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	28.87 %	将来の目標とする集積率	31.83 %
--------	---------	-------------	---------

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

10年後の農地のあり方を見据えながら、担い手農家にとって効率的かつ生産性を高められる農地の集積を目指す。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

<p>(1)農用地の集積、集団化の取組</p> <p>①実質化された人・農地プランの実践 ・町は関係機関と連携を強化し、実質化された人・農地プランの実践に向けた活動を積極的に行う。具体的には、農業委員と農地利用最適化推進委員及び関係機関が情報の共有を図りながら、地域協議の場に積極的に参加し、これまでに実施したアンケートによって把握した農地の出し手や受け手の意向を基に、地域の担い手農家への農地の集積・集約化に向けた活動を支援する。</p> <p>②担い手意向への対応 ・担い手農家の農地集積・集約化の意向に対応し、農地の売買、交換、貸借、中間管理事業による転貸の仲介をより一層行う。(担い手同士の農地交換(売買)の仲介等も含む。) ・農地の集約化の手法については「分散錯圃解消に向けた具体的手法」により取り組む。</p> <p>③農地中間管理機構との連携 ・担い手農家が行う、農地集積及び集約にあたっては、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地中間管理事業を中心的なものとして位置づけ積極的に活用する。 ・農業経営基盤強化促進法による貸借の期間満了分については、確実に中間管理事業による貸借へ移行できるよう取り組みを強化する。 ・農地中間管理事業が行う「あっせん売買事業」をより一層積極的に活用し、担い手農家への農地の集積・集約へ向けた取り組みを強化する。</p>	
<p>(2)農地中間管理機構の活用方法</p> <p>①担い手農家の農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による、農用地の利用の拡大及び効率化並びに高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とし、農地中間管理事業を活用する。</p> <p>②担い手農家への農地集積・集約化にあたっては、地区内にて行われた地域計画の取組を基本とし、農業委員会やJA等の関係機関と連携を強化しながら、農地中間管理事業の取り組みを推進する。</p> <p>③人と農地の問題は一体的に解決する必要があることから、多様な担い手の確保・育成、生産振興対策、農地整備等の関連施策と合わせて農地中間管理事業を活用する。</p>	
<p>(3)基盤整備事業への取組</p> <p>①旧来より農地の区画は、手作業を想定して造成されているので、区画規模が小さく、不整形なものが多い傾向にある。しかし、近代の機械化に合わせて、農地の区画を整形し、一区画の面積を拡大することで、農業を効率的にできるよう、農地の整備を地域の担い手農家などの意見を踏まえながら積極的に進める。</p> <p>②水田においては、畑作物の栽培を可能にするため、基盤整備による水田汎用化が不可欠となる。水田を乾田化するための方法としては、暗渠排水が効果的と考える。地表排水促進や地下水位の低下などの観点からも、耕作利用率の向上が図れるので、担い手農化を中心に技術指導を積極的に行う。</p> <p>③農地の物性を改良するために、客土・混層耕・床締め・土壌改良などの土層改良が効果的である。各圃場に合った土壌改良の方法について、関係機関と協議しながら提案していく。</p> <p>④農業用水路からの水供給は、作物の生育上、必要不可欠である。関係機関と密な連絡を取り合いながら、農業用水路の適正な管理に努めていく。</p>	
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組</p> <p>①多様な担い手の確保及び支援 ・新規就農者の確保と育成に関し、各関係機関との連携を強化しながら進めていく。 ・多様な担い手農家や補完労働力人材確保の取り組みを強化する。 ・家族経営協定の締結を推進するとともに、親元就農者への支援を積極的に行う。</p> <p>②地域の中心となる農業経営体の支援 ・認定農業者及び認定新規就農者の育成、支援や農業法人設立及び集落営農組織の育成、支援を各関係機関との連携を強化しながら行う。 ・スマート農業の推進及び啓発活動を行う。 ・地域計画に基づく話し合いの継続及び地域の課題解決に向けた進捗状況の確認し、その内容を各関係機関と共有する。</p>	
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組</p> <p>①作業受託組織と農協等の関係 ・資金面や営農指導・情報交換などの充実を図る。</p> <p>②作業委託者と農協等の関係 ・作業委託者の省力化が図れ、農作業の効率化が進むよう協力体制の構築を図る。</p> <p>③作業受委託者と地域・集落の関係 ・地域や集落との協調性を保ちつつ、円滑な農業作業が実践される環境を整備する。</p>	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
---	--------------------------------------	----------------------------------	------------------------------	-------------------------------

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	有限会社 アグリセンター都城	田植え、稲刈り、籾すり乾燥	水稲他
2	農事組合法人 今新	田植え、稲刈り、乾燥	水稲他

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画（案）

策定年月日	令和7年4月1日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	三股町 45341
地域名 (地域内農業集落名)	第5地区 (大野・轟木・仮谷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	120.18 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	120.18 ha
② 田の面積	74.76 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	45.37 ha
(備考) 120.18haの内訳(田74.76ha+畑45.37ha+その他(宅地他)0.05ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域では、高齢化などの理由により、担い手農家は減少傾向にある。
- ・30代で就農している専業の若い農家は地域に4~5人程度しかいない。専業農家での経営継続は厳しい。
- ・圃場については、過去に基盤整備した地区もあったが、全体的に1枚あたりの圃場面積が狭く、耕作が不便である。
- ・水路の維持管理を地域内で協力して行っているが、将来は担い手農家の減少にあわせて、水路の維持管理が困難になると思われる。
- ・農産物の販路が限定しており、収益が思うように上がらない。
- ・当地域は山間部に位置し、鳥獣害(特にイノシシ)の被害が絶えない地域である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・1筆あたりの面積を広くする簡易型の圃場整備を行う。できればモデル地区を設定し、普及活動を進める。
- ・水路の維持管理等を今後も継続して行えるよう、地域内で良好な人間関係を構築することが必要である。
- ・山林化や原野化している農地は農振を除外の検討を進め、生産性の低い農地より優良農地を守ることが重要。
- ・地域の特産品をブランド化することで、農業所得を増やす取り組みを進める。(例えば長田米のパッケージを作る)
- ・電柵等を適切に配置することによって、鳥獣害の被害を最小限にとどめ、農作物の生産性を向上させる。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、区域内においても農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、保全等が行われる区域としての検討を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	35.77	%	将来の目標とする集積率
			39.1 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

10年後の農地のあり方を見据えながら、担い手農家にとって効率的かつ生産性を高められる農地の集積を目指す。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

<p>(1)農用地の集積、集団化の取組</p> <p>①実質化された人・農地プランの実践 ・町は関係機関と連携を強化し、実質化された人・農地プランの実践に向けた活動を積極的に行う。具体的には、農業委員と農地利用最適化推進委員及び関係機関が情報の共有を図りながら、地域協議の場に積極的に参加し、これまでに実施したアンケートによって把握した農地の出し手や受け手の意向を基に、地域の担い手農家への農地の集積・集約化に向けた活動を支援する。</p> <p>②担い手意向への対応 ・担い手農家の農地集積・集約化の意向に対応し、農地の売買、交換、貸借、中間管理事業による転貸の仲介をより一層行う。(担い手同士の農地交換(売買)の仲介等も含む。) ・農地の集約化の手法については「分散錯圃解消に向けた具体的手法」により取り組む。</p> <p>③農地中間管理機構との連携 ・担い手農家が行う、農地集積及び集約にあたっては、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地中間管理事業を中心的なものとして位置づけ積極的に活用する。 ・農業経営基盤強化促進法による貸借の期間満了分については、確実に中間管理事業による貸借へ移行できるよう取り組みを強化する。 ・農地中間管理事業が行う「あっせん売買事業」をより一層積極的に活用し、担い手農家への農地の集積・集約へ向けた取り組みを強化する。</p>	
<p>(2)農地中間管理機構の活用方法</p> <p>①担い手農家の農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による、農用地の利用の拡大及び効率化並びに高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とし、農地中間管理事業を活用する。</p> <p>②担い手農家への農地集積・集約化にあたっては、地区内にて行われた地域計画の取組を基本とし、農業委員会やJA等の関係機関と連携を強化しながら、農地中間管理事業の取り組みを推進する。</p> <p>③人と農地の問題は一体的に解決する必要があることから、多様な担い手の確保・育成、生産振興対策、農地整備等の関連施策と合わせて農地中間管理事業を活用する。</p>	
<p>(3)基盤整備事業への取組</p> <p>①旧来より農地の区画は、手作業を想定して造成されているので、区画規模が小さく、不整形なものが多い傾向にある。しかし、近代の機械化に合わせて、農地の区画を整形し、一区画の面積を拡大することで、農業を効率的にできるよう、農地の整備を地域の担い手農家などの意見を踏まえながら積極的に進める。</p> <p>②水田においては、畑作物の栽培を可能にするため、基盤整備による水田汎用化が不可欠となる。水田を乾田化するための方法としては、暗渠排水が効果的と考える。地表排水促進や地下水位の低下などの観点からも、耕作利用率の向上が図れるので、担い手農化を中心に技術指導を積極的に行う。</p> <p>③農地の物性を改良するために、客土・混層耕・床締め・土壌改良などの土層改良が効果的である。各圃場に合った土壌改良の方法について、関係機関と協議しながら提案していく。</p> <p>④農業用水路からの水供給は、作物の生育上、必要不可欠である。関係機関と密な連絡を取り合いながら、農業用水路の適正な管理に努めていく。</p>	
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組</p> <p>①多様な担い手の確保及び支援 ・新規就農者の確保と育成に関し、各関係機関との連携を強化しながら進めていく。 ・多様な担い手農家や補完労働力人材確保の取り組みを強化する。 ・家族経営協定の締結を推進するとともに、親元就農者への支援を積極的に行う。</p> <p>②地域の中心となる農業経営体の支援 ・認定農業者及び認定新規就農者の育成、支援や農業法人設立及び集落営農組織の育成、支援を各関係機関との連携を強化しながら行う。 ・スマート農業の推進及び啓発活動を行う。 ・地域計画に基づく話し合いの継続及び地域の課題解決に向けた進捗状況の確認し、その内容を各関係機関と共有する。</p>	
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組</p> <p>①作業受託組織と農協等の関係 ・資金面や営農指導・情報交換などの充実を図る。</p> <p>②作業委託者と農協等の関係 ・作業委託者の省力化が図れ、農作業の効率化が進むよう協力体制の構築を図る。</p> <p>③作業受委託者と地域・集落の関係 ・地域や集落との協調性を保ちつつ、円滑な農業作業が実践される環境を整備する。</p>	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
---	--------------------------------------	----------------------------------	------------------------------	-------------------------------

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	有限会社 アグリセンター都城	田植え、稲刈り、籾すり乾燥	水稲他
2	農事組合法人 今新	田植え、稲刈り、乾燥	水稲他

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画（案）

策定年月日	令和7年4月1日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	三股町 45341
地域名 (地域内農業集落名)	第6地区 (蓼池・餅原・前日)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	273.35 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	272.26 ha
② 田の面積	134.02 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	138.24 ha
(備考) 273.45haの内訳(田134.02ha+畑138.24ha+その他(宅地他)1.09ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域では、高齢化や跡継ぎ不足等の問題により、担い手農家は減少傾向にある。
- ・地域の主幹作物として、ヒノヒカリ、ミナミユタカ、加工米などが作付けされている。主な水供給の手段としては、ポンプでの汲み上げであるが、水の確保が不安定である。
- ・一部用水路が壊れているところもあるが、修理が追いついていない。自力で修理を行いたいが、技術的な問題や作業量を考えると無理がある。
- ・耕作可能な作物は湿田のため、今後も主食用米か飼料用米のみの耕作の状況が続くと思われる。畑地への転換は土地柄的に厳しい。
- ・山に近接している地域のため、鳥獣害の被害が毎年多く、猟友会等の協力も引き続き必要。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・新規就農者の確保や農地所有適格化法人の参入を促すことによって、担い手農家不足の解消を図る。また、専業農家では所得面から不安があるため、兼業農家の参入を促す施策の検討を行政側が行う必要がある。
- ・「田植え教室」など農業を体験する場を提供することで、農業の魅力を発信する。
- ・圃場環境の整備を一部の人のみでなく、行政も含めて地域全体で取り組む姿勢が必要である。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とするが、区域内においても農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地については、保全等が行われる区域としての検討を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	48.28	%	将来の目標とする集積率
			54.87 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

10年後の農地のあり方を見据えながら、担い手農家にとって効率的かつ生産性を高められる農地の集積を目指す。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

<p>(1)農用地の集積、集団化の取組</p> <p>①実質化された人・農地プランの実践 ・町は関係機関と連携を強化し、実質化された人・農地プランの実践に向けた活動を積極的に行う。具体的には、農業委員と農地利用最適化推進委員及び関係機関が情報の共有を図りながら、地域協議の場に積極的に参加し、これまでに実施したアンケートによって把握した農地の出し手や受け手の意向を基に、地域の担い手農家への農地の集積・集約化に向けた活動を支援する。</p> <p>②担い手意向への対応 ・担い手農家の農地集積・集約化の意向に対応し、農地の売買、交換、貸借、中間管理事業による転貸の仲介をより一層行う。(担い手同士の農地交換(売買)の仲介等も含む。) ・農地の集約化の手法については「分散錯圃解消に向けた具体的手法」により取り組む。</p> <p>③農地中間管理機構との連携 ・担い手農家が行う、農地集積及び集約にあたっては、農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農地中間管理事業を中心的なものとして位置づけ積極的に活用する。 ・農業経営基盤強化促進法による貸借の期間満了分については、確実に中間管理事業による貸借へ移行できるよう取り組みを強化する。 ・農地中間管理事業が行う「あっせん売買事業」をより一層積極的に活用し、担い手農家への農地の集積・集約へ向けた取り組みを強化する。</p>	
<p>(2)農地中間管理機構の活用方法</p> <p>①担い手農家の農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による、農用地の利用の拡大及び効率化並びに高度化を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とし、農地中間管理事業を活用する。</p> <p>②担い手農家への農地集積・集約化にあたっては、地区内にて行われた地域計画の取組を基本とし、農業委員会やJA等の関係機関と連携を強化しながら、農地中間管理事業の取り組みを推進する。</p> <p>③人と農地の問題は一体的に解決する必要があることから、多様な担い手の確保・育成、生産振興対策、農地整備等の関連施策と合わせて農地中間管理事業を活用する。</p>	
<p>(3)基盤整備事業への取組</p> <p>①旧来より農地の区画は、手作業を想定して造成されているので、区画規模が小さく、不整形なものが多い傾向にある。しかし、近代の機械化に合わせて、農地の区画を整形し、一区画の面積を拡大することで、農業を効率的にできるよう、農地の整備を地域の担い手農家などの意見を踏まえながら積極的に進める。</p> <p>②水田においては、畑作物の栽培を可能にするため、基盤整備による水田汎用化が不可欠となる。水田を乾田化するための方法としては、暗渠排水が効果的と考える。地表排水促進や地下水位の低下などの観点からも、耕作利用率の向上が図れるので、担い手農化を中心に技術指導を積極的に行う。</p> <p>③農地の物性を改良するために、客土・混層耕・床締め・土壌改良などの土層改良が効果的である。各圃場に合った土壌改良の方法について、関係機関と協議しながら提案していく。</p> <p>④農業用水路からの水供給は、作物の生育上、必要不可欠である。関係機関と密な連絡を取り合いながら、農業用水路の適正な管理に努めていく。</p>	
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組</p> <p>①多様な担い手の確保及び支援 ・新規就農者の確保と育成に関し、各関係機関との連携を強化しながら進めていく。 ・多様な担い手農家や補完労働力人材確保の取り組みを強化する。 ・家族経営協定の締結を推進するとともに、親元就農者への支援を積極的に行う。</p> <p>②地域の中心となる農業経営体の支援 ・認定農業者及び認定新規就農者の育成、支援や農業法人設立及び集落営農組織の育成、支援を各関係機関との連携を強化しながら行う。 ・スマート農業の推進及び啓発活動を行う。 ・地域計画に基づく話し合いの継続及び地域の課題解決に向けた進捗状況の確認し、その内容を各関係機関と共有する。</p>	
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組</p> <p>①作業受託組織と農協等の関係 ・資金面や営農指導・情報交換などの充実を図る。</p> <p>②作業委託者と農協等の関係 ・作業委託者の省力化が図れ、農作業の効率化が進むよう協力体制の構築を図る。</p> <p>③作業受委託者と地域・集落の関係 ・地域や集落との協調性を保ちつつ、円滑な農業作業が実践される環境を整備する。</p>	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
---	--------------------------------------	----------------------------------	------------------------------	-------------------------------

<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①鳥獣被害防止対策 ・被害状況の把握し、侵入防止柵や檻の設置等を検討して、被害防止の構築等に取り組む。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

別添1参照

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	有限会社 アグリセンター都城	田植え、稲刈り、籾すり乾燥	水稲他
2	農事組合法人 今新	田植え、稲刈り、乾燥	水稲他

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

地域計画（案）

策定年月日	令和7年4月1日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	三股町 45341
地域名 (地域内農業集落名)	第7地区

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	9.58 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	9.52 ha
② 田の面積	0.65 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	8.87 ha
(備考) 9.58haの内訳(田0.65ha+畑8.87ha+その他(宅地他)0.06ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・当該地区においては、現在、県営事業(県営畑地帯総合整備事業担い手育成型高才第3地区)が着工されており、圃場に関する環境改善が進みつつある。当該事業完了後は、担い手農家への農地の集積及び集約を積極的に行い、その結果を地域計画にもとづく目標地図に随時反映させるとともに、当地域で営農する担い手農家の生産性及び作業効率性、そして農業所得向上に向けての取り組みが課題となる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・当該地区においては、現在、県営事業(県営畑地帯総合整備事業担い手育成型高才第3地区)が着工されており、圃場に関する環境改善が進みつつある。当該事業完了後に、作付け作物の選定及び栽培方法の確認等をおこなうこととなっている。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
県営事業(県営畑地帯総合整備事業担い手育成型高才第3地区)完了後に農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針を定める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	41.96	%	将来の目標とする集積率
			41.96 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

10年後の農地のあり方を見据えながら、地域の担い手農家にとって、効率的かつ生産性を高められる農地の集積及び集約を関係機関との連携を強化しながら目指す。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

<p>(1)農用地の集積、集団化の取組</p> <p>・当該地区においては、現在、県営事業(県営畑地帯総合整備事業担い手育成型高才第3地区)が進行中であり、事業完了後(換地処分等含む)に具体的協議を進める。</p>	
<p>(2)農地中間管理機構の活用方法</p> <p>・当該地区においては、現在、県営事業(県営畑地帯総合整備事業担い手育成型高才第3地区)が着工されており、事業完了後に農地中間管理機構を活用した貸借権の設定及び所有権移転の手続きを、関係機関と協議を行いながら加速化させる。</p>	
<p>(3)基盤整備事業への取組</p> <p>・当該地区においては、現在、県営事業(県営畑地帯総合整備事業担い手育成型高才第3地区)が着工済である。</p>	
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組</p> <p>①多様な担い手の確保及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の確保と育成に関し、各関係機関との連携を強化しながら進めていく。 ・多様な担い手農家や補完労働力人材確保の取り組みを強化する。 ・家族経営協定の締結を推進するとともに、親元就農者への支援を積極的に行う。 <p>②地域の中心となる農業経営体の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者及び認定新規就農者の育成、支援や農業法人設立及び集落営農組織の育成、支援を各関係機関との連携を強化しながら行う。 ・スマート農業の推進及び啓発活動を行う。 ・地域計画に基づく話し合いの継続及び地域の課題解決に向けた進捗状況の確認し、その内容を各関係機関と共有する。 	
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組</p> <p>①作業受託組織と農協等の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金面や営農指導・情報交換などの充実を図る。 <p>②作業委託者と農協等の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業委託者の省力化が図れ、農作業の効率化が進むよう協力体制の構築を図る。 <p>③作業受委託者と地域・集落の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や集落との協調性を保ちつつ、円滑な農業作業が実践される環境を整備する。 	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
---	--------------------------------------	----------------------------------	------------------------------	-------------------------------

<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①鳥獣被害防止対策 ・被害状況の把握し、侵入防止柵や檻の設置等を検討して、被害防止の構築等に取り組む。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

別添1参照

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	有限会社 アグリセンター都城	田植え、稲刈り、籾すり乾燥	水稲他
2	農事組合法人 今新	田植え、稲刈り、乾燥	水稲他

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。